

鳥取地方最低賃金審議会鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

鳥取労働局一般公示第 28 号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項の規定に基づき、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、鳥取県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 7 月 31 日

鳥取労働局長 山下 禎 博



記

鳥取地方最低賃金審議会鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、鳥取県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、鳥取県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和 7 年 8 月 14 日（木）

(3) 推薦書の提出先

鳥取市富安 2 丁目 89 番地 9
鳥取労働局労働基準部賃金室